

## 千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業制度要綱事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業の実施の促進を図るため、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）8条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、制度要綱において使用する用語の定義とする。

2 この要領において「施行予定者」とは、千葉市優良建築物等整備事業の施行を予定している者及び計画している代表者をいう。

### (市長の定める基準)

第3条 制度要綱第3条第1項第8号の規定による、その他市長が別に定める基準とは、次の各号によるものとする。

- (1) 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）の対象となる建築物の場合は、その整備基準に適合すること。
- (2) 千葉市都市景観条例（平成22年条例第104号）による景観計画に適合するように努めること。

### (事前協議及び指導)

第4条 制度要綱第4条第1項の提出を予定している施行予定者は、原則として事業に着手しようとする日の属する会計年度の前年度の8月31日までに、事業計画書（案）を市長に提出し事前に協議をしなければならない。この場合、事業計画書（案）については、制度要綱第4条第1項の様式を準用し、当該年度の国庫補助要望調書を添付するものとする。

2 前項による事前協議の結果、要綱に規定する各要件に適合すると認めるときは、市長は国土交通大臣に対し社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。）第8に規定する整備計画に係る協議を求めるものとする。

3 前2項による協議の結果、事業の推進に寄与すると認めるときには、市長は、第1項の申請者に対して必要な指導を行うものとする。

### (附則)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

### (附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### (附則)

この要領は、令和3年8月1日から施行する。